

令和5年9月 県土整備委員会（事前）

令和5年9月11日（月）

〔委員会の概要 危機管理環境部関係〕

山西委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（11時32分）

これより危機管理環境部関係の調査を行います。

この際、危機管理環境部関係の9月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料（その2））

- 議案第2号 令和5年度徳島県一般会計補正予算（第4号）
- 議案第5号 徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部改正について
- 議案第6号 旅館業法施行条例の一部改正について

【報告事項】

- 徳島県国土強靱化地域計画の進捗状況について（資料1-1、1-2）
- 「とくしま-0作戦」地震対策行動計画の進捗状況について（資料2-1、2-2）
- 県有施設への太陽光発電設備等率先導入事業に係るPPA実施事業者の公募について（資料3）
- とくしま国際消費者フォーラム2023等の開催について（資料4）

平井危機管理環境部長

それでは、危機管理環境部から9月定例会に提出を予定しております案件につきまして、危機管理環境部の県土整備委員会説明資料（その2）により御説明を申し上げます。

3ページを御覧ください。一般会計についてでございます。

危機管理環境部における9月補正予算案といたしまして、左から3列目補正額欄の最下段に記載のとおり1億2,765万円の補正をお願いしております。補正後の予算額は合計で89億8,529万円となっております。財源につきましては財源内訳欄に記載のとおりでございます。

4ページを御覧ください。課別主要事項説明でございます。

とくしまゼロ作戦課の防災総務費の摘要欄①のア、新規事業、災害情報発信強化事業では、県民目線に立った防災情報をSNSでより一層的確に発信することによりまして、県民の皆様は災害時の適切な避難行動につなげていただくため、システムを改修する経費といたしまして540万円の補正をお願いしているところでございます。

その下、イ、南海トラフ巨大地震被害想定算定事業では、国の被害想定における算定手法の見直しを的確に反映いたしまして、本県独自のより精緻な津波浸水想定及び被害想定算定を行う経費といたしまして1億500万円の補正をお願いしているところでございます。

5ページを御覧ください。

消費者政策課の運輸交通対策費の摘要欄①のア、新規事業、自転車ヘルメット着用促進事業では、本県における自転車ヘルメットの着用率向上を図り県民の安全・安心を確保するため、市町村と連携いたしまして新たに高齢者及び高校生世代に対して実施いたします自転車ヘルメット購入支援に係る経費として1,725万円の補正をお願いしております。

自転車ヘルメットにつきましては、本年4月の改正道路交通法の施行による努力義務化に併せまして、県といたしまして徳島県警や市町村と連携し、様々な周知啓発活動を集中的に展開し、県民の皆様のヘルメット着用を促してまいったところでございます。

しかしながら、本年4月以降の県内ヘルメット着用率は20パーセント台と低水準で推移しているところでございます。今回の補助事業は、このような厳しい状況を早急に打開するため、補正予算計上や県議会での御審議を大前提といたしまして、スピード感を可能な限り大切にしながら市町村と連携し、購入助成を実施しようとするものでございます。

委員各位には、着用率の厳しい現状や市町村との連携の必要性といった事業の性格に御理解賜りますとともに、併せて十分に御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、6ページを御覧ください。繰越明許費についてでございます。

今回御承認をお願いする事業につきまして、翌年度繰越予定額を記載しております。

まず、とくしまゼロ作戦課の防災対策指導費につきましては、先ほど御説明申し上げました南海トラフ巨大地震被害想定算定事業につきまして、国の被害想定における算定手法の見直しを反映したより精緻な地形データの収集、分析に不測の時間を要することから1億500万円の繰越しをお願いするものでございます。

次に、グリーン社会推進課の一般環境対策費につきましては、6月定例会で御承認を頂きました地域脱炭素移行・再エネ推進事業につきまして、省エネ住宅の新築に対する補助事業に係る建築工事の需要の高まりにより工期が延びる傾向がありますことから1億円の繰越しをお願いするものであります。なお、これらの事業につきましては、今後早期の完了に努めてまいる所存でございます。

次に7ページを御覧ください。その他の議案等として条例案を2件提出しております。

まず、ア、徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。旅館業法の一部が改正されましたことに伴い、事業譲渡による旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査に係る手数料を定めるものでございます。

8ページを御覧ください。

次に、イ、旅館業法施行条例の一部を改正する条例についてでございます。旅館業法の一部が改正されまして、旅館業の事業譲渡に関する規定が定められましたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

危機管理環境部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

次に、この際、4点、御報告申し上げます。

資料1-1を御覧ください。

徳島県国土強靱化地域計画の進捗状況についてでございます。徳島県国土強靱化地域計画は、大規模自然災害が発生しても致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを持った県土の強靱化を推進するための計画でございます。平成27年3月に計画を策定いたしまして、これまでに事前復興、SDGs及び新型コロナウイルス感染症の対策などの時機を捉えた新たな視点を反映させ見直しを加えてまいったところでございます。

令和4年度末の進捗状況につきましては、それぞれの取組を、達成、順調、要努力の3段階で評価しております。全取組数181件のうち、達成が51件、順調が123件、要努力が7件となっております。

その下に、令和4年度で要努力となっているもの、新たに達成となったものを抜粋させていただきます。

次に、資料1-2を御覧ください。

徳島県国土強靱化地域計画の改定案についてでございます。

まず1ページに、I、取組の追加といたしまして、耐震性が不十分な木造住宅に対する戸別訪問などのフォローアップ、国の動きに即応し着手した、南海トラフ巨大地震被害想定の見直しなどの取組を追加しております。

次に2ページから3ページにかけては、II、主な重要業績指標の見直しでございます。

2ページ上段の防災士登録者数や老朽化対策に着手した橋梁<sup>りょう</sup>やトンネルの施設数など、目標の上方修正を行いました取組の主なものを記載させていただきます。

続きまして、資料2-1を御覧ください。

「とくしま-0作戦」地震対策行動計画の進捗状況についてでございます。

「とくしま-0作戦」地震対策行動計画は、徳島県国土強靱化地域計画の部門計画として位置付けられているものでございます。

令和4年度末の進捗状況につきましては、全取組数449件のうち、達成が72件、順調が366件、要努力が11件となっております。

その下に令和4年度に要努力となっているもの、新たに達成となったものを抜粋させていただきます。要努力となっております取組につきましては、徳島県国土強靱化地域計画の進捗状況と共通する部分もございまして、両計画併せて、引き続き、取組の充実を図り目標達成につなげてまいり所存でございます。

次に、資料2-2を御覧ください。

「とくしま-0作戦」地震対策行動計画改定案についてでございます。

まず、I、取組の追加といたしまして、1ページ目は南海トラフ巨大地震被害想定の見直しなど追加した項目をお示ししているところでございます。

次に、2ページから4ページにかけては、II、主な目標値の修正でございます。高校生防災士の資格取得数など目標の上方修正を行った主な項目をお示ししております。

以上、御説明させていただいた徳島県国土強靱化地域計画及びとくしま-0作戦地震対策行動計画につきましては、今後新たな県総合計画の進捗を踏まえまして、さきの6月定例会において知事から御説明を申し上げましたとおり、両計画を統合した新たな防災計画を策定させていただきたいと考えておりました。その際には外部有識者の皆様から御助言を頂きますとともに、県議会で十分に御論議いただいた上で、これまで以上にあらゆる災害から県民の皆様の安全・安心な暮らしを守る取組を一層推進してまいりたいと考えております。

続きまして、資料3を御覧ください。

県有施設への太陽光発電設備等率先導入事業に係るPPA実施事業者の公募についてでございます。

本県におきましては、太陽光発電設備の地域への更なる普及拡大を図るため、県有施設に初期費用ゼロ円モデルのP P A、電力販売契約を活用した太陽光発電設備の導入を行うことといたしております。

具体的にはまず、1、対象施設といたしまして、消防防災航空隊事務所、警察航空隊事務所、文学書道館、南部及び中央テクノスクール、産業観光交流センター、農林水産総合技術支援センター畜産研究課の計6施設に設備導入することとしております。

次に、2、公募スケジュールにつきましては、9月13日から県のホームページに募集要項を公表いたしまして、応募に必要な手続や事業実施の要件を周知いたしました上で、9月26日まで参加申込みを募り、参加を表明いただいた事業者から10月20日まで企画提案の受付を行ってまいりたいと考えております。

次に、3、事業の特徴につきましては、本事業は最大で20年間、県有施設の屋根や屋上に実施事業者が太陽光発電設備を設置するもので、初期費用ゼロ円事業のモデルとして、当該設備により発電された電気は、全量を当該施設で買い取り、県が自家消費することといたしております。

今後、公募に必要な手続を行いまして、選定委員会における審査を経て、11月中旬には候補事業者を選定してまいりたいと考えております。

続きまして、資料4を御覧ください。

とくしま国際消費者フォーラム2023等の開催についてでございます。

デジタル化の進展に伴い複雑、多様化する消費者被害への対応や、エシカル消費の根幹をなす食に着目した具体的な消費活動の促進など、世界にわたる最新の消費者問題への対策について積極的に御提言いただき、持続可能な消費者市民社会の構築及び徳島の魅力発信につなげるため、消費者庁新未来創造戦略本部との連携の下、来る10月30日から11月1日の3日間、国際フォーラム及び関連イベントを開催してまいりたいと考えております。

まず、10月30日開催のとくしまSDGsシンポジウム2023では、県内外の事業者や団体の皆様により、食から考える消費者志向経営とエシカル消費をテーマといたしまして、様々な実践活動報告を基にこれからの取組を御論議いただき、消費者や事業者の具体的な行動を促す契機としてまいりたいと考えております。

次に、31日開催のとくしま国際消費者フォーラム2023では、世界の消費者政策の専門家や県内及びタイはじめASEAN地域の大学生等が出演し、デジタル化の進展に伴う消費者のリスクや対策について情報交換や連携を推進してまいります。

最終日の11月1日には、徳島版国際連携ネットワーク、T I S会議を開催いたしまして、2日間の議論の総括を行いますとともに、フォーラム出演者等を対象に、SDGs達成に向け取り組む県内施設を視察するスタディツアーを実施いたします。

なお、県民の皆様をはじめ、参加を希望される方々の当日の参加方法につきましては、会場参加及びオンライン参加の併用といたしまして、9月15日から参加受付を開始する予定としておりますが、詳細は同日公開の専用ウェブサイトでお知らせいたします。

今後とも、消費者主役及び現場主義の観点に立って消費者行政の一層の充実強化を図ってまいり所存でございます。

報告事項は以上でございます。

御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

## 山西委員長

以上で説明等は終わりました。  
これより質疑に入ります。  
それでは、質疑をどうぞ。

## 原委員

ただいま御説明がありました南海トラフ巨大地震被害想定算定事業について、お伺いしたいと思います。

本事業は10年ぶりとなる国の被害想定見直しに併せ、県の被害想定見直しを速やかに実施する非常に重要な事業であり、その実施に当たっては多岐に及ぶ相当の作業が生じるものと認識しています。

この度、6月補正予算で7,500万円が計上されたことに続き、9月補正予算で改めて増額補正を計上されておりますが、補正予算の経緯と趣旨について、改めて御説明願いたいと思います。よろしくお願ひします。

## 松本事前復興室長

ただいま原委員より、南海トラフ巨大地震被害想定算定事業の9月補正予算での増額計上につきまして、その経緯と趣旨について御質問を頂きました。

県におきましては切迫する南海トラフ巨大地震を迎え撃つために、10年ぶりに行われております国の被害想定見直しにタイムリーに呼応すべく、これを県独自の被害想定見直しにスピード感を持って反映する必要があるということで、前回平成25年度、本県で算定を行いました県の被害想定算定時の算定手法等を参考にしまして、6月補正予算におきまして関連予算を計上いたしまして、承認を頂いたところでございます。

その後、県としまして、国の動きに対してアンテナ高く情報収集に努めるとともに、速やかな事業着手を行ってまいりましたところ、先般、国の被害想定見直し状況につきまして、具体的な内容が示されたところであり、その内容として、これまで以上にきめ細やかな地形データの更新、そして算定手法の高度化などの内容が判明したところでございます。これらを県の被害想定見直しに反映しまして、本県独自のより一層精緻な津波浸水想定及び被害想定算定の速やかに実施する必要があるため、所要額を9月補正予算に計上したところでございます。

具体的な内容としましては、より詳細な地形構造データの収集整理ということで、地形データ更新に伴いまして、堤防や護岸など構造物の詳細なデータの、多数の箇所でのデータの収集そして分析、それを活用した地理情報データの作成、さらには県におきまして、堤防の耐震化等を被害想定に反映させるという算定手法の見直しにつきまして、それに伴う津波浸水シミュレーションの精度向上など、より精緻化を図るため、必要な追加作業に係る所要経費を算定したところ、今回の要求額となったものでございます。

## 原委員

国の被害想定見直しについて具体的な内容が示されたため、それに併せて県の被害想定

見直しもより精緻なものとする必要があるための対応ということでよろしいでしょうか。分かりました。被害想定は、本県における防災減災対策の基本となるものであり、今回10年ぶりとなる見直しの実施については、沿岸の市町村のみならず、広く県民にとって関心が高いところであります。

また、市町村や事業者にとっては、今後の長期的な事業計画に影響を与えるものであるため、やはり算定作業にはスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

そこで、もう1件お伺いします。本事業は、繰越明許費についても設定していますが、被害想定公表までのスケジュールは、現時点ではどのような見込みなのか教えていただきたいと思います。

#### 松本事前復興室長

ただいま原委員より、新たな県被害想定公表に向けたスケジュールについて御質問を頂きました。

県の被害想定見直しに当たりましては、その前提としまして、国の被害想定見直しを踏まえて作業を行う必要がございます。この度、国から地形データの更新、また算定手法の見直し等、具体的な見直し内容が示されましたので、これを受けまして本県でも今後、より精緻な被害想定を行うところでございまして、やはり当初の予定から作業量が増えてまいりますので、やむを得ず一定程度の時間を要するものと考えております。

このようなことから、当補正予算事業につきましては、来年度にわたらざるを得ないというところでございますので、今回、繰越明許費につきまして設定をさせていただければと考えております。今後とも、より効率的、効果的な作業工程の工夫も行いながら、引き続き事業推進に努めてまいりたいと考えております。

なお、現時点で具体的な公表時期につきましては、まだ申し上げられないところではございますが、来年度の半ば頃には公表することを目途としまして、今後とも国の動きにしっかりと即応しながら、できる限り速やかに作業を進めてまいりたいと考えております。

#### 原委員

分かりました。

この度の南海トラフ巨大地震の被害想定見直しについては、県民の安全・安心の確保のため必要不可欠な事業であるため、必要となる作業については着実に対応していただき、的確な算定に努めていただくとともに、速やかな公表に向けて引き続きしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、先ほど説明がありましたが、9月補正予算案に補助費用が盛り込まれた自転車ヘルメット着用促進事業について、数点お伺いしたいと思います。

自転車ヘルメット着用については、県では県民を自転車の重大事故から守るため、平成28年度の徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例による努力義務化以降、継続的に周知啓発を行い、着用率の向上を図ってきたところですが、本年4月の改正道路交通法施行による努力義務の法定化の際も、着用促進に向け、努力義務の周知や早期着用の呼び掛けを行っていますが、今回、これまでの周知啓発に加え、一步踏み込んだ施策として補助事業を実施するのはなぜでしょうか。教えてください。

## 林消費者政策課長

原委員より、この度の自転車ヘルメット着用促進事業につきまして、なぜ一步踏み込んだ施策をするのかという御質問を頂いたところでございます。

先ほど部長の説明にもございましたけれども、県ではこれまで平成28年度の県条例の施行や、本年4月の改正道路交通法施行による自転車ヘルメット着用の努力義務化、法定義務化に併せまして、県警等と連携いたしまして、様々な周知啓発活動を集中的に展開し、県民のヘルメット着用を促してきたところでございます。

しかしながら、着用の努力義務が法定化されました本年4月以降の県内のヘルメット着用率につきましては、4月から7月の平均で24.5パーセントと低水準でございます。

また、着用率の平均値を月ごとの数字で見ますと、6月に24パーセントであったところが7月に23.3パーセントと、逆に低下するという状況になりました。

今回の補助事業については、このような厳しい状況を早急に打開し、県民の皆様の大切な命を事故から何としても守るために、今後の補正予算の計上や県議会の御審議を大前提といたしまして、知事の制度方針を発表させていただきました。

8月4日から年度末までを着用の強化期間と設定いたしまして、その間の新たな着用率向上促進策として、これまでにない補助事業を実施しようとするものでございます。

## 原委員

改正道路交通法の施行以降も、着用率が20パーセント台と低水準とのことですが、自転車事故でヘルメットを着用していなかった人が頭部に重傷を負ったり亡くなったりするケースがあるということは承知しております。こうした厳しい状況に対し、危機感を持って一步踏み込んだ対応として、ヘルメットの購入補助に取り組むということは理解できますが、今回の補助事業は市町村と連携して実施することを想定されております。県だけでやることも十分可能と思いますが、なぜ市町村との連携事業を行うのか。

また、年度途中の事業実施となるが、市町村と連携する見通しが立っているのか、教えてくださいたいと思います。

## 林消費者政策課長

原委員より、なぜ市町村との連携事業にするのか、また、市町村との連携の見通しは立っているのかと御質問いただいたところでございます。

まず、市町村との連携事業といたしましては、県だけでなく市町村と一体的に取り組むことが補助制度の周知や活用推進、ひいてはヘルメット着用率向上につながると考えたものでございます。

法令上の位置付けとしましても、交通安全対策の推進に関しましては、交通安全対策基本法がございますけれども、そちらに県、市町村をはじめ地方公共団体の責務として、地域の実情に応じて政策を実施するとあります。

また、県の条例でございますが、交通安全の推進に関する条例にも県の責務といたしまして、市町村等との関係団体と連携、協力した施策の実施が定められているところでございます。

各市町村との連携事業とすることによりまして、市町村の様々な広報媒体の活用など、住民団体とのつながりを通じた効果的、集中的な広報啓発が期待され、全県的な着用促進につながると考えたものでございます。

続きまして、市町村との連携状況についてでございます。

今後の補正予算の計上や県議会の御審議を大前提として、各市町村に対しまして個別に制度、趣旨等の説明もしくは連携の依頼をしたところでございます。

その結果、現時点で全市町村から連携協力の御意向を頂いておりまして、そのほとんどの団体によりましては9月補正で予算計上を検討すると聞いてございます。

山西委員長

午食のため休憩いたします。（12時00分）

山西委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

それでは、質疑をどうぞ。

原委員

午前中に引き続きよろしく申し上げます。

市町村と連携して行う理由や、市町村の連携見通しについては分かりました。

午前中に説明がありましたが、今回の補助対象を8月4日以降の購入分としている、また、通常は予算議決後の購入分を補助対象にするのではないかと思います、そのようにしなかった理由を改めてお聞かせ願いたいと思います。

林消費者政策課長

原委員より、今回の補助対象を予算議決後の購入分でなく8月4日以降の購入分を対象としていることについて御質問を頂きました。

8月4日以降の方を対象としていることにつきましては、一部答えが重なりますけれども、当事業は改正道路交通法の施行後においても着用率が低水準で推移するという厳しい状況を早急に打開し、県民の大切な命を事故から守るために実施するものでございます。

あと、事業を利用いただいて一人でも多くの方ができるだけ早く新たにヘルメットを購入、着用いただくこと、中でも高校生におきましては2学期開始前からの早期購入、着用が重要と考えたことに加えまして、9月補正予算の計上はじめ市町村との連携による早期の事業化という点も考え合わせまして、今後の補正予算の計上や県議会での御審議を大前提といたしまして、できる限り早いタイミングとして8月4日の会見で制度創設の方針を発表し、同日以降の購入を補助対象として検討を行うものとしたものでございます。

原委員

8月4日以降の購入分を対象とすることについては、県民の命という事案の性格や、また高校生に関して2学期開始前からの早期の購入、着用の呼び掛けを考慮してということでは理解できました。事業としては必要性もあり、いい事業と思うので、やるからには市町

村との連携効果を発揮して着用率の向上につながるよう、しっかりと取り組んでもらいたいと思います。

ただ、先ほどから今後の補正予算や県議会の御審議を大前提にとのお答えがありました。が、議会に十分説明する前に知事が制度内容を発表するような進め方は、特別な背景や事案の性格があるとしても異例であり、こうした進め方が常態化することのないよう善処されることを議員の立場として一言申し上げておきます。

続きまして、午前中、県有施設への太陽光発電設備の率先導入について御報告いただきましたが、2050年カーボンニュートラル実現に極めて重要な2030年度目標の達成のため、県が率先して自然エネルギーの導入を行うことは、地域における脱炭素化を加速するために必要な取組であると考えております。

この初期費用ゼロ円のビジネスモデルは、初期投資やメンテナンスといった負担が軽減されるなどのメリットが魅力的で、地域、民間における自然エネルギーの普及促進に大いに役立つものであります。

しかしながら、県内においてはまだまだ浸透しておらず、県がモデルを率先して活用することで、県民や事業者の方が理解を深めるきっかけとなり、太陽光発電設備の普及促進につながるものと期待するところです。

そこで、改めて今回の事業内容について、効果やそのねらいも含めて詳しく御説明いただきたいと思います。

#### 小山脱炭素推進室長

ただいま原委員から、今回御報告させていただいております県有施設への太陽光発電設備の率先導入について御質問を頂いております。

本県におきましては、令和3年12月に策定いたしました県版脱炭素ロードマップにおきまして、2030年度までに設置可能な県有施設の55パーセントに太陽光発電設備を導入することとしております。

今回の導入に当たりましては、事業者が初期費用ゼロ円で太陽光発電設備を設置し、需要家に電気を供給するPPAモデルというものを活用いたします。

このPPAモデルは、初期費用やメンテナンスといった需要家の負担が軽減されることから、地域における設備導入の普及拡大に非常に効果があると考えておきまして、県が率先してこのモデルを活用することで、地域の事業者、県民の皆様に普及させてまいりたいと考えております。

一方で、最大で20年間固定価格で電気を買い取ることとなりますので、今、契約している電気料金の推移によりましては、設備を設置しない場合と比較して県の負担が増えることも懸念される場所ですけれども、これに対しましては、初期投資に関しまして環境省の交付金を活用することで、電気代として県が支払う額の抑制を図ることとしております。

また、蓄電池を併せて設置することで、太陽光発電の余剰電力を夜間や雨天なども含めて最大限活用することといたしておりますし、災害時の電源を確保して、発災時には地域の避難所となる各県有施設の機能強化などの効果も期待される場所でもありますので、脱炭素の実現に向け、非常に多面的な意義を有する重要な事業であると考えております。

なお、実施事業者の選定に当たりましては、電力の供給価格だけではなくて、設備の最

適な規模であるとか非常時、停電時における電力供給の方法とか緊急時の体制などの提案を頂いて、有識者による選定委員会において総合的に評価をさせていただくこととしております。

#### 原委員

よく分かりました。

太陽光発電設備を設置して、最大で20年間固定価格で電気を買取るとなると、今後の電気料金の推移によっては経済的な負担が増える場合もあるとのことですが、この取組はカーボンニュートラルの実現に向けた取組であるとともに、災害時の電源確保にも資する取組であり、行政としては一概に経済的なメリットだけで適宜を判断すべきものではないと考えます。多様な効果が期待できる画期的な事業だと思いますので、着実に進めていただければ幸いです。

それでは次に、現時点で県有施設に太陽光発電設備はどれくらい導入されているのか、また、今回導入することとなる発電設備の容量は現状設置されている累計容量と比べて、どの程度の規模感のものなのか、御説明してください。

さらに今後、ほかの県有施設への導入を考えるのかも教えていただければ有り難いです。お願いします。

#### 小山脱炭素推進室長

原委員から、今後導入する予定と今導入しようとしている施設の規模感について御質問を頂きました。

令和3年度に知事部局と教育委員会の所管する施設を調査したところ、職員が常駐する自家消費が可能な県有施設は142施設ございまして、このうちの42パーセントに当たる59施設に太陽光発電設備が既に設置されてございまして、累計の設備容量は738キロワットでございます。

また、今回設置する太陽光発電設備の規模につきましては、県が太陽光発電設備を設置する事業者を公募し、事業者からの提案を受けて事業計画、太陽光発電設備の発電容量、自家消費する電気の使用量などにより事業規模を決定することから、現時点では未確定ということになりますが、各施設の屋上の面積であるとか使用電力量から勘案いたしますと最大で570キロワットを見込んでございまして、これは現在設置している累計設備容量の約77.2パーセントに相当いたします。

なお、今後その他の施設につきましても、今年度、企業局、病院局とか警察本部も含めて導入可能性調査を実施することとしてございまして、その結果も踏まえまして、翌年度以降、順次導入を進めてまいりたいと考えております。

#### 原委員

今回導入される6施設で従来から設置されている設備の累計容量の約8割に迫る設備が設置されるとのことです、2030年度目標に一步近づくものだと思います。

この初期費用ゼロ円のビジネスモデルは、エネルギーの地産地消による脱炭素効果や県有施設の災害対応力の向上はもとより、県内におけるPPA事業者の育成を通じて地域の

経済循環にも資する取組であると考えております。

来年度以降、その他の施設でも順次導入すべく鋭意調査されるとのことですので、着実に取組を進められるようお願い申し上げます。

最後の質問になりますが、9月4日、手入れ砂社会実験推進協議会が開催されましたが、その内容はどのようなものなのか、お伺いいたします。

田中環境管理課長

ただいま原委員から、手入れ砂社会実験推進協議会のことについて御質問を頂きました。

こちらのことについて、環境管理課で所管している内容についてお話をさせていただきます。

環境管理課といたしましては、瀬戸内海環境保全特別措置法を所管しておりまして、こちらに関する内容にはなるんですけれども、海砂利の採取に関することで瀬戸内海環境特別措置法ではこれまで禁止されておりましたが、国の瀬戸内海環境保全基本計画におきまして、環境への影響に鑑み、原則として行わないとの方針が平成12年に示されています。

今年3月、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づきまして、徳島県の庁内の関係部局の施策や方針を内容に盛り込んで作成しております瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画が変更されておりまして、この中で県土保全や環境保全の観点から原則として砂利採取法による海砂利採取は認可しない方針と正確に記載されると同時に、やむを得ず採取する場合の環境への配慮についても記載されています。

危機管理環境部といたしましては、今回の手入れ砂活用社会実験の事業につきましては、飽くまでも社会実験ということで、事業を実施するに当たりまして、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づきます瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画における環境配慮に関する事項につきまして、事業の実施主体である農林水産部から示された対応内容が環境への配慮がなされていることを確認しております。

先日行われました協議会では、危機管理環境部といたしまして、今回の事業につきましては、環境への配慮がなされていることを確認したことと、今後、社会実験の実施主体である農林水産部には環境への配慮を継続していただきまして、万一、環境への影響が確認された場合には、専門家の御意見も踏まえて適正な措置を講じるよう求めていきたいとお答えをさせていただいております。

原委員

大変うれしい限りではございますが、令和4年度農林水産部長であった平井部長のおかげでここまで来れたと思っております。また付託のほうでいろいろとお聞きしたいと思いますので、今日はこれで終わります。

須見委員

先ほどの原委員の南海トラフ巨大地震の被害想定算定事業についてお伺いをいたしたいと思っております。

先ほどの答弁で、新たな津波浸水想定が来年度の中ぐらいの公表とのことですが、例え

ば今回で言いますと、鳴門病院の津波防潮壁の工事が被害想定の見直しに併せて工事が延期されております。

当然、防潮壁なので被害想定、津波の高さ等に合わせた高さ設定が必要なので、ある程度延期するというのは仕方がないことだとは思いますが、今少なくとも防潮堤等々があるところは、新たな被害想定が出てから、その施設を見直していけばいいのですが、何もないところに関しましては、早期に工事に着工していかないといけないだろうと思っております。

そういうところに対して早期に発表するつもりがあるのか、発表する仕方も工夫が必要でないのかなとは思っておりますが、今の時点でどのように考えているのか。

一律で徳島県全域を発表するのか、そういった施設は早期にその部分だけでも発表するのか、どういう考えを持っているのかお伺いいたします。

#### 松本事前復興室長

須見委員より、今回の南海トラフの被害想定につきまして、公表の仕方についての御質問を頂きました。

今回、南海トラフ巨大地震の被害想定につきましては、10年ぶりとなる国の被害定の見直しにタイムリーに呼応し、検討して、県の被害想定に反映させるように速やかに進めているところでございます。

現在、国の被害想定見直しのスケジュールにつきましては、先日の新聞報道にもございましたが、年度内に国のほうも被害想定を公表させていただくということで、それに先立って算定手法につきましても全面的に公開ということで、県におきましても、それを踏まえまして今実際に事業に着手しておりますが、並行して有識者の皆様による検討会を開催いたしまして、どのように今後進めていくのかにつきましても御意見を頂こうと思っております。

市町村からも速やかな被害定定の公表は今後の防災減災対策につきまして非常に重要なことであると承っております。

実際に、先ほどの答弁で、来年度の中頃の公表というふうに申し上げましたが、実際に国の協議の状況でありますとか、県の協議の状況でありますとか、可能な限り関係者への共有を図らせていただきながら進めてまいりたいと思っております。

ただ、現時点ではまだ国のほうで、公表の時期につきましては明確にされておられませんので、飽くまでも来年度秋頃を目途ということで、できるだけ情報共有には努めて、進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

#### 須見委員

国の公表を待っているような状況ということではありますが、国の発表を待ってから、それぞれに対応するのではなくて、どこが重要であるとか順位付けはできないとは思いますが、早く出してあげないといけない場所も含めて、しっかりと精査して、出してからやるのではなく、出るまでにある程度一定の作業を終えておくというふうに考えて、しっかりと考えを持って対応していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

## 近藤委員

私のほうからは、とくしま国際消費者フォーラム2023について御質問させていただきます。

県民の皆様はもとより、国民の皆様全員が一消費者としての行動を日常的に行っておられます。それだけに消費者目線、現場主義に立った政策が極めて重要であり、これは地方行政のみならず国政や世界共通の課題であると私自身も認識しております。

今年の5月8日、新型コロナウイルス感染症が五類に移行し、消費者行政も新たな局面を迎えているのではと思いますが、こういう時期に後藤田新知事の下で、世界の人々との交流を見据えた国際会議をここ徳島で開催することは大きな意義があると思います。

そこでお伺いしますが、先ほど御説明がありましたとくしま国際消費者フォーラム2023について、内容をもう少し詳しく教えてください。よろしくお願いします。

## 小溝消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

とくしま国際消費者フォーラムでは、テーマをデジタル時代における消費者のエンパワーメントといたしまして、国内外の消費者政策の専門家、県内、ASEAN地域の大学生等が参加をいたしまして、デジタル化の進展に伴います消費者のリスクや対策につきまして、情報交換や連携を推進することとしております。

まず、基調講演におきましては、イギリスの世界的な消費者団体でもあります国際消費者機構から専門家をお呼びし、デジタル時代のメリット、デメリットについて講演いただくこととしております。

そのあと、消費者庁との共同セッションといたしまして、マレーシアやフィリピンなど国内外の専門家の皆様に各国の消費者保護の現状と未来について議論いただきます。

続きまして、若者による未来セッションといたしまして、これまでオンラインで交流事業を行っております県内の鳴門教育大学、四国大学、徳島文理大学、阿南工業高等専門学校、こちらの四つの学校の皆さんとマレーシア、フィリピン、タイの大学から、それぞれ代表の学生さんに登壇いただきまして、デジタル時代における消費者行動の在り方をテーマに意見交換を行う予定としております。

また当日、マレーシアから来県をされておりますJICA青年研修生の代表者の方にもコメンテーターとして登壇いただくこととしておりまして、徳島での研修の感想なども含めてコメントを頂く予定と考えております。

なお、コロナ下の状況もございまして、これまでオンライン出演が中心でございました海外ゲストの参加につきましては、今回大学生も含めまして全員、徳島の会場にお越しいただきまして、関係者と対面で交流をしていただくこととなっております。

フォーラムの開催を通じまして、この成果を消費者政策の充実強化に生かしますとともに、この取組を国内外に発信いたしまして、消費者行政の国際拠点化に向け、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

## 近藤委員

国際交流で欠かせないのが、これからの時代を担う若者の目線と活躍の場だと考えております。フォーラムには、オンライン交流を行っている県内や海外の大学生らがパネリス

トとして参加されるとのことですが、今までどのような交流をし、その交流を今回のフォーラムや今後どのように生かすのかを教えてください。

小溝消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

ただいま委員より、大学生のオンライン交流についての御質問を頂きました。

まず、県内の高等教育機関と消費者庁新未来創造戦略本部、それと徳島県で消費者政策の研究に関する連携、協力を図るためのネットワークを構築しております。

このネットワークを活用いたしまして、まずは経済連携でありますとか、人的交流の面で重要なパートナーでございますASEAN諸国等とのオンライン交流を進めております。

3年目となります今回につきましては、タイとマレーシア、フィリピン、先ほど申し上げました県内の大学など計7校が参加をいたしまして、デジタル時代における消費者行動の在り方をテーマとした研究を進めているところでございます。

去る7月7日に開催いたしましたオンライン交流会では、例えばデジタル化が子供に与える影響でありますとか、オンライン取引におけますフェイクレビュー、あと個人情報の不正利用の問題でありますとか、学生さんが考える消費者課題につきまして各学校から発表を頂き、意見交換を行ったところでございます。

この交流会での議論を踏まえまして、各学校でそれぞれ研究課題の絞り込みをしていただきまして、この10月のフォーラムでは課題の発表と、その課題に対して私たちに何ができるかを提案して意見交換を行うこととしております。

さらに、12月に実施予定しておりますオンライン交流会を経まして、デジタル社会の消費者が直面する問題の提起と、より良い消費者になるための提言をまとめましたショートムービーを学校ごとに作成をいたしまして、その動画をホームページでありますとかSNSを通じて発信をしてまいりたいと考えております。

今後とも、消費者庁新未来創造戦略本部また各高等教育機関と連携いたしまして、若い世代による国際連携の促進を図っていきたいと考えております。

近藤委員

最後の質問になりますが、このフォーラムは徳島の地で消費者問題について国内外の専門家や若者が議論をし発信する、全国にも例を見ない貴重な機会だと考えております。

より多くの方に知っていただき参加してもらうことが重要だと思うのですが、9月15日に詳細が発表され、一般参加申込み開始ということですが、具体的にどのような周知を図っていくのでしょうか。

また、県内のSDGs実現に向けた取組について、より理解を深めてもらうためのスタディツアーも予定されていますが、視察先とか参加者などはもう決まっているのでしょうか。教えてください。

小溝消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

ただいま、国際消費者フォーラムの周知方法とスタディツアーにつきまして御質問を頂きました。

9月15日にフォーラムのスケジュールや出演者などの詳細を掲載いたしました専用ウェブ

ブサイトを立ち上げますとともに、県のホームページ、さらにSNSなどを活用いたしまして広報を行います。

さらに、フォーラムのポスターやチラシを、県内公共施設はもとよりコンビニやスーパーに配布をいたしまして掲示協力を依頼するとともに、地元新聞への広告掲載など、あらゆる媒体を活用して周知を図ってまいりたいと考えております。

さらに、エンカル消費でありますとか消費者志向経営に取り組む県内の事業者、団体の皆様にも周知を図りますとともに、関係団体を通じまして全国の企業、あと関係者への周知、さらに海外メディアでのプレス提供も予定しております、県内外、国内外に向けて強く発信をしていきたいと考えております。

なお、スタディツアーにつきましては、国際フォーラムの出演者を中心に参加をいただきたいと考えておまして、SDGs達成に向けた取組事例としまして今回、神山町のフードハブ・プロジェクトと神山まるごと高専を視察先として調整しているところでございます。

#### 近藤委員

神山を視察の候補に挙げていただいて、本当にありがとうございます。

今回、海外ゲストの来県などリアルな交流が充実されているとのことで、今後交流の質を更に高め、更なる連携が深まることを期待しております。

また、次代を担う若者の積極的な参画は、今後の消費者政策を進める上で不可欠な視点であると考えます。

国際フォーラムは、消費者行政を巡る最新の情報や、第一線で活躍される専門家の知見等に徳島で触れることのできる貴重な機会であるとともに、徳島の取組を国内外に発信する重要な取組であり、継続発展をさせてほしいです。

さらに、こうした機会を生かして、徳島に人を呼び込むことも重要です。そういう意味でスタディツアーは良い取組であるので、規模や視察先のバリエーションを充実させるなど、今後もしっかり取り組んでいただきたいです。ありがとうございました。

#### 岡田（晋）委員

私が聞きたいことは、2点あります。

2点とも、原委員が大体聞いてくれたので、ほぼ私も分かったのですが、まず県有施設の太陽光発電設備の導入事業です。それに関わりまして、先ほど言いました環境省の交付金について、今回の6施設に合わせて幾らぐらい交付金が頂けて、そしてその施設に関わる、もちろん無料でできるからいいよというのではなくて、公有財産使用料という形のもを設置した事業者から取られるのか。そしてその売電単価については、買取価格と同じなのですか。

県有施設なので、県が使う電気料金は安く設定してもらえるのいいのではないかなと思うのですが、その3点をお聞きします。

#### 小山脱炭素推進室長

ただいま岡田委員から、今回の県有施設への太陽光発電の率先導入事業に関して御質問

を頂きました。

今回の事業につきましては、環境省の交付金を活用することとしておりまして、太陽光発電設備についてはその2分の1、蓄電設備については3分の2を補助していただけることになっておりまして、予算額としましては9,000万円程度計上させていただいているところでございます。

公有財産の使用料に関しましては、これは様々なやり方がございますけれども、使用料を徴収した場合は、結果的にその使用料が事業者を支払う電気代として上乗せされることとなり、この点については相殺される形になりますので、今回の使用料に関しましては無償対応という形を取りたいと考えているところでございます。

売電単価につきましては、今後事業者からの提案を受けまして、有利な単価を当然設定していただき、その御提案を受けまして事業者を選定させていただくことになるのですけれども、先ほど原委員の御質問にもお答えしましたとおり、経済的メリットだけではなくて、脱炭素効果はもとより災害時、非常時の電源確保という観点でも有効な事業であると考えておりますので、PPA事業に基づきまして設置を進めていくと考えているところでございます。

#### 岡田（晋）委員

そうしたら、その9,000万円という交付金は、当然、設置する事業者に行くわけですね。

県に入る収入は一つもなく、県有施設も無料で貸して、そしてなおかつ売電単価は交渉。そんなのはいかがなものかなって。

ただ、カーボンニュートラル、SDGsに基づいて県もやっていかないといけないのは事実なんですけど、実際、県は財政的にもそんなに裕福でもない中で、県有施設を使用させていただくので、公有財産使用料を無料にする、減免するということ自体、いろいろ工夫してやっていただかないといけないと思うので、売電単価については、無料というものの交渉から、まず売電単価じゃなくて電気代の購入費用、昼間の分、夜の分、とにかくトータルして、蓄電池も付けると言っていましたよね。夜は人が全然いない施設だと思うので、その蓄電池で全部賄えるかと思うのですが、買う電気の価格については交渉の余地があるとおっしゃったので、こちらが使った分を買う分はできるだけ安く設定をしていただきたいなと思うのですが、どうでしょうか。

#### 小山脱炭素推進室長

ただいま岡田委員から、電気代の購入単価をできるだけ安くするという御質問を頂きました。

このPPA事業につきましては、環境省からの交付金を受ける要件にもなってございまして、公有施設に太陽光発電設備を導入する際には、このPPAモデルを活用することが環境省からも推奨されておりまして、今般この交付金の活用に当たり、使用させていただくこととしたものでございます。

電気代の購入単価につきましては、事業者が設置する太陽光発電設備を償還する、その償還費用という形にもなりますので、そのあたり、もちろん様々な御提案、電気代の供給単価はもとよりですけれども、適切な設備容量とか、仕様とか、あと維持管理費用、その

あたりを事業者のほうで採算性などを十分考慮した上で供給価格を決定されて、県に御提案いただけるということになっておりますので、出てきた提案に基づきまして、有識者も入れた選定委員会に諮りまして、事業者を決定してまいりたいと考えているところでございます。

#### 岡田（晋）委員

提案者を募集していく中で、こちらの条件として、それをきっちり明確にうたっていたいて、ここに書いてあるように、県負担の抑制につながるというような特徴もこの事業の中にあるのですから、それを必ずきっちりやっていただきたいと思います。

この件は終わります。

あと1点なんですが、ヘルメット補助1,725万円に関わりまして、ちょっと時間的なことを考えていただいて、4月1日から法律が変わって努力義務化された。

そして8月4日から、先ほども言ったように知事が会見をして、それ以降の購入分については、市町村が補助をした場合に、県がその分を補助するという仕組みになって、今回補正予算で組まれております。

聞くとところによると、24市町村全てに営業に回ってやりませんかということで、みんな9月議会で補正予算を組むという流れになっている。確かにすごく良いことだと思うのですよ。

そうしたら、4月から、もっと前から補助を出していた市町村、そこで購入した人、若しくは県民全体の中で一つも補助がないところが今回9月から補助をするようになる。そして8月4日からそれまでの間に購入した人たち、県民全てに、もちろん地方自治法で住民に対して公平でなかったらいけません。徳島県は県民全体に公平でなかったらいけません。そういう中で、その隙間と言われている部分をどう埋めていくのか。逆に市町村は独自に補助をしていました。県はしていませんでした。そして補助を始めます。市町村がするのなら県は出しますよってという仕組みは、いかななものかなと思います。というのは、県が独自に、市町村がやっていないところも補助するということは、今までに市町村が補助してなかったところも、県が単独で補助をして県民に公平性を期してもらいたいと思うのですけど、その時間の流れ。今、説明を十分にされたかどうか分かりませんが、分かっていただけだと思うのですけど、そここのところは、どうされますか。

市町村が補助してないところに対して、今のところ県は明確に補助しないということにしているけど、それは県民全体の中では公平ではないと、市町村が補助しなくても県はするべきであるし、市町村が補助の仕組みを始める、県が始めるその間で、ある時期に購入する場合をどうしていくかっていうことを御答弁願います。

#### 林消費者政策課長

岡田委員より、この度の補助事業の補助対象でございます、8月4日という期間がございますけれども、それ以前に購入されていた方等について、補助しないということでは不公平でないかというような御指摘があったかと思っております。

今回の補助対象期間の8月4日以前にヘルメットを購入されている方々につきましては、今回の法改正の趣旨を御理解いただき、ヘルメットの必要性を御理解いただいて、率先し

て着用いただいている方という認識でございます。その高い交通安全意識に、大いに敬意を表するところでございます。

一方、この度の支援制度につきましては、高齢者や高校生を対象に想定しておりますけれども、ヘルメットの購入費用の負担軽減を主目的とするものではなくて、この法改正の4月以降も県内のヘルメットの着用率が20パーセント台の低水準で推移するという厳しい状況を早急に打開し、着用率の向上を図って、県民の皆様の大切な命を事故から何としても守るという観点で創設を検討したものでございます。

一人でも多くの方が、新たにヘルメットを購入、着用いただきまして、8月4日の記者会見のタイミングを捉え、今後の予算の計上や県議会の御審議を前提としておりますけれども、今回の8月4日以降の購入分を対象に補助制度を創設する方針を発表し、早期の新たな購入着用を促すものでございますので、御理解賜ればと思っております。

岡田（晋）委員

私の答えになっていないと思うのですが。

では9月補正で市町村が予算を獲得した。その間、県としては8月4日以降の購入分で市町村の補助があるところに限ってということですけど、市町村の住民が8月5日に買いました。市町村が9月補正予算を組みました。市町村が8月4日に遡及してやってくれるようなことで補助するのか、市町村が補助するっていうことで期間を定めずに8月5日に買ったヘルメットに関しても、県は補助してもらわないといけないと思っておりますが、どうですか。

林消費者政策課長

市町村の予算等の成立する以前の、例えば8月5日等に購入された県民、市町村民の方がいらっしゃったら補助対象にすべきという話だったかと思えます。

私どもといたしましては、8月4日以降の購入分を対象にするということでございます。

市町村においても市町村議会で予算が成立した暁には、8月4日以降の分につきましては、当然県から市町村への補助対象として設定させていただき予定でございます。

岡田（晋）委員

そうしたら、最後なのですが、県は今、分かりました。

市町村に限っても県と一緒にということをおっしゃっているのだから、市町村においても8月4日以降に購入した分も補助を出すような話を進めていただいているのですか。

林消費者政策課長

そのとおりでございます。

岡田委員

それは有り難い話なので、欲を言えば4月1日まで遡及してほしいところですけど、そういうことで確認が取れました。

## 長池委員

今のヘルメットのやつで、何かこの事業が気持ち悪いのは、要は記者会見をば一つとやって、それで後から補正予算が計上されるっていうところだけなんだろうなと思います。

先ほど委員がおっしゃったような細かいところはあるのですが、その段取りってというのは、民間企業のトップダウンだったら、社長がやるよって言って、明日からやるんだと言っていいと思う。お客さんのためだと言って、明日から大根半額とか、卵10円にしないかとかいうのはいいと思うのだけど。例え1,500円、3,000円のヘルメットの補助であっても、段取りというか、いわゆるルールというか、そういうのはある程度踏まえてもらわないといけない。

これ多分、皆さんは分かっているはずなんです。分かっているのは新しい知事だと思う。知事が今聞いていたら、聞いていてください。本当に、これは職員を振り回していますよ、おたく。金額の大きい小さいではない。

こんなことを続けるようであれば、2月の本議会では私、代表質問があるので、厳しく言わなければいけないと思うのです。ただ、中身が割といい事業だし、市町村の賛同も得られているようですし、聞けば各量販店やら自転車屋の協力も得られているということで、割とうまく収まっているということでございまして、逆に言うと、我々議員はこんなのを審議しなくても通さないと仕方がないではないかという話ですから、反対のしようがないですよ、みんなが決めてしまっている、だから我々議員も気持ち悪いのです。

これに反対したら、どこそこの議員だけが反対したと言われるので。じいちゃん、ばあちゃんと子供のヘルメットに補助金を出すって知事がせっかく言っているのに、長池さんが反対するって言われる。そんなのはたまりませんよ。議論の余地がないというのは、こういうことを言うのですね。多分ね。

新知事ですから、いろいろそういう思いが強くて、私は思いが強いということはいいことだと思いますので、それは良しとしてくみ取るのですが、そのあたりは知事、上手にやってくださいということを、マイクを通してしっかりと伝えていきたいと思います。

真ん中あたりの人で、何か答弁があればおっしゃってください。

## 飯田消費者暮らし安全局長

今回のヘルメット購入補助の趣旨等につきましては、先ほど課長からも御答弁を差し上げたところでございます。

こうした中で、先ほど、原委員それから長池委員からも議会での御論議が大事というようなお話もございました。

特に6月のヘルメットの着用率が落ちてきたということもあって、スピード感を持ってやっていかないといけないということで、今回の形でさせていただいたところでございませけれども、先ほどの議会での御論議も非常に大切ということも重々承知をしております。

今回そういった御論議ということも重く受け止めながら、今後におきましては、当然のことではあるのですけれども、施策それから事業の検討に際しては、その実施に向けた状況の把握、それを見通した分析に一層努めまして、前もって予算計上ができるように、今後ともしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

古川委員

私も1点だけ、PPAの公募について聞きたいと思います。

まず、この公募に関してですけれども、県内で応募してくれる電気事業者の想定、全国から来る可能性も当然あるのだと思いますけれども、どんな状況なのかというのが分かれば、教えてください。

小山脱炭素推進室長

ただいま古川委員から、今の公募についての応募状況についての御質問を頂きました。

大変申し訳ございません。公募のスケジュールとしましては、9月13日から公募を開始させていただきたいと思っているところがございます。この予算については、当初予算に計上している関係もありまして、何者かの業者からは問合せなども頂いているところがございます。

古川委員

そういうことを聞いたのではなくて、このコロナ禍とか、新電力あたり、かなり厳しい経営になってきて、今回公募をかけたときにどういうところが応募してくれるのか、そのあたり当然リサーチをしているわけですね。想定もしているわけですね。四国電力だけなのか、いろんなところがまた来るのか、そのあたりの見込みみたいなのがあれば、教えてほしいのですけれども。

小山脱炭素推進室長

ただいま古川委員から、応募事業者の見込みについての御質問を頂きました。

問合せを頂いている事業者としては、固有名詞をここで申し上げることは難しいので差し控えさせていただくのですけれども、当然県でPPAの登録事業者なども設定しておりますので、そういった方を中心に応募の見込みがあるのではないかと考えているところがございます。

古川委員

分かりました。それなりに手を挙げてくれるのだろうという見込みということで理解をしました。

今回この6か所を一括してやるということなんですね。はい、分かりました。

それで、先ほど原委員が聞いてくれたので、この県版のロードマップで2030年までに55パーセントをやるという目標を立てて、その分母は何かというと設置可能な県有施設の55パーセントをやるということですね。

先ほど答えたのを聞いたら、知事部局と教育委員会で142か所と出てきて、既設が59施設、これはもう決して多い数字ではないと思うのです。

知事部局と教育委員会で142か所っていうのは、いかがなものかなとすごく感じます。

目標を決めるのはいいけど、とにかくまずは、きちんと設置可能なところを抽出した上で55パーセント。分母が決まらなければいくら55パーセントと言ったって目標になりませ

るので。これは国でどんなところが挙がっているのか、他県でどんなところが挙がっているのか、ではうちの県はどうか、この142か所の検証はしっかりとさせていただかないと、分母を縮めておいて55パーセントできたと言っても仕方ない話なので、このあたり再検証して、できるだけ幅広くピックアップしてほしいと思います。

当然今年度、警察本部以下、追加で調査するという事なので、既に行っている知事部局、教育委員会についても検証結果の後でいいですから、更なる調査が必要であれば、平井部長を中心に庁議とかで訴えていただいて、しっかりと吸い上げた上で、目標達成に進んでいくという体制を是非取っていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

#### 小山脱炭素推進室長

ただいま古川委員から、できるだけ多くの県有施設に設置するように、調査についても精査するという御趣旨の御質問を頂きました。

今年度、対象範囲を警察本部や病院局、企業局にも広げて導入可能性調査を実施する予定にしておりますが、既に調査した知事部局、教育委員会についても改めて調査をすることとしておりますので、その点、委員の御意見も踏まえまして、できるだけ多くの県有施設に導入できるように鋭意進めていきたいと思っております。

#### 重清委員

1点だけ。南海トラフ巨大地震の被害想定事業に1億500万円、午前中も原委員から質問があって、中身がよく分かったのですが、7,500万円は6月に取ったということです。

次の繰越しで1億500万円を組んでいるのですが、これはこの事業ですか。それともその事業以外かどうか、教えてもらえますか。

#### 松本事前復興室長

ただいま重清委員より、南海トラフ巨大地震被害想定算定事業の予算について御質問がございました。

6月補正予算額で7,500万円を計上させていただきまして、今回国の被害想定見直し状況、具体的な内容が示されまして、それに対して詳細な県独自の被害想定算定を行うために、9月補正予算に新たに1億500万円を計上させていただきまして、計1億8,000万円を今後推進させていただこうと考えております。

#### 重清委員

いやいや、聞いているのは繰越しで1億500万円あるでしょう。計画に関する諸条件のためのというので。これはこの事業ですか、どうですか聞いていますよ。

#### 松本事前復興室長

失礼いたしました。

この明許繰越額につきましては、この南海トラフの事業でございます。

#### 重清委員

そうしたら、どうして組まなければいけないのか分からないのだけど、今補正で1億500万円組んで、それで繰越しで今、組まないといけないのですか。今年度は一つも使わないという予算を組んできたということですか。

普通だったら幾らかやって、もう時期がすれすれになって2月定例会に出すとか、いろんな事業をやって残ったこれだけを上げるというのではなしに1億500万円を組んで1億500万円を繰越しですか。それを今しなければいけない理由は何ですかということですか。教えてください。

#### 松本事前復興室長

ただいま重清委員より、今回の南海トラフ巨大地震被害想定算定事業の繰越枠の設定につきまして御質問を頂きました。

今回1億500万円、補正予算を計上させていただきまして、それを明許繰越枠で設定させていただくということで、要求させていただいております。

こちらにつきましては今回、国のほうから詳細な見直しが見されたため、必要な作業を行うために補正予算を計上させていただきますとともに、当初の予定から作業量が増えることから、一定の期間の時間を要するというので、新たに繰越明許費を設定させていただきました。

この事業につきましては、国の動向を見据えながら速やかに進める必要があるということで、今回1億500万円、繰越明許枠を設定させていただくのですけれども、できる限り事業の内容につきましては、前倒しを図りながら進めてまいりたいと考えておりました、まずは適正な工期を確保するために明許繰越枠の設定をさせていただいたところでございます。

#### 重清委員

大体分かるのですよ。分かるんですけど、予算組んでこれをいきなり頭から、組んだ1億500万円を繰越明許枠で、この補正予算は一つも使わないのか。ここから3月末まで。県民の生命が懸かっているから急ぐ急ぐと言いつつながら1億500万円ほどのぐらい使おうとしているのか。

普通だったらある程度絞られて、これだけどうしても使えないというので、繰越しでもするのかなと思うのですが、頭から予算を組んで全部繰り越すと、どんな組み方をするのでかというのが、違和感があったので、質問させてもらったのですが、これで合っているのですか。どれぐらい使うか全然分からないけど、全部繰越しかという話です。

#### 平井危機管理環境部長

この度、補正予算計上をお願いしております1億500万円の被害想定に係る追加の予算に関しまして、御提案申し上げておりますとおり、繰越明許枠を同額の1億500万円をお願いしているところでございます。

基本スタンスといたしましては、先ほどから御論議いただいておりますように、この事業に対する期待感是非常に強いものと受け止めておりました、一日も早く国のスケジュールに即応すべく作業を進めまして、関係者の皆様、県民の皆様にも一日も早くその内容を知

らせますとともに、その途中過程においても御説明をできるように進めていきたいというように考えております。それが基本スタンスでございます。

現時点におきまして1億500万円の今年度の年割額と来年度の年割額、事業についてはどうしても来年度にかかる状況っていうのはあるわけでございますけれども、その年割額がある程度推測できれば、そのような繰越枠の設定もさせていただけるわけでございますけれども、現時点においては、その枠の設定がしづらい状況もございますので、今回は大変恐縮でございますが、その予算額全てにつきまして、枠設定をさせていただければというように思っているところでございます。

その上で基本スタンスとしては、できるだけ早めにこの事業を進めていきたいと思っております。出来高に応じて今年度の支払が多くなってこようと思っております。

最終的には残った額が来年度の支払額になってまいりますので、繰越明許費としての確定額については、当然これより小さい額で来年度、しかるべきタイミングでまた改めて御報告をさせていただく流れになろうかと考えております。

## 重清委員

分かりましたけど、被害想定の見直しをするのですが、前回もやったんですよ。うちは避難タワーがあるんです。もう少し高くしないと高さが届かないというので、何基も避難タワーが使えなくなったのです。

簡単に被害想定を見直すのはいいのですが、私たちの地域は今でも避難困難地域がたくさんあります。それにまた高いのを出してどうするんだと。出すだけ出して、財政措置っていうのは今でも何もしないではないかと。登ったらいけない避難タワーがありますよ。それも何も解決しないで、また次をやるのかと。今建っているのは使えませんよと言われたときに、県民が不安になるだけでしょう。

その次の対策を考えて同時にしてくれませんか。こんなだけ発表されて、土地の価格は下げられるわ、みんな人はいなくなっていくわ。赤や黄色やと勝手に色を付けられて、何もしないではないかと。これはちょっと待ってくれませんか。10年たってまたそれをやるのですかという話ですよ。

それをやって駄目だったら対応はすぐきっちりしますというのだったら分かりますよ。していないではないですか、今でもまだ。それよりまだやるのかというのが私の地元の声ですよ。

やるのだったらきちんとやってほしいと。今でもまだ、避難タワーを建ててくれと言う声はいっぱいありますよ。それだったら高知県みたいに自治体の負担を県で持ってくれるかどうか、それぐらいの話をしてください。

今はせっかく自治体がお金を出して建てているのです。それでまた高さが足りないからもっと大きいのを建てろと言われたって、何回も何回も建てられませんよ、本当に。用地から何から買わなければいけないのです。そこらも一緒に計画で上がった場合はこうしますよというのをある程度してくれませんか。単純に津波高だけを出されても困るのです。

私たちのところはいまだに逃げるところがない人らがいっぱいいるんです。そうしたら今、逃げるところはここだなと思っていた人らは、次はここはいけませんと言われるのですよ。そこらも考えて想定は見直ししてくれませんか。それは、国も一緒です。

単純に、今までの想定で全部カバーできているところは構いません。今までの想定でカバーできていないのに、まだそれ以上のものを出すのかと。それで土地の単価は、もう値が付きません。

そこらもちょっと考えて、赤を入れるとき、この地域は赤ですよというときに言ったのですよ。税金対策もしてくれなかったと、価値がないじゃないかと。それだけはもうちょっと考えてくれませんか。単純に出すのではなしに、もう分かるでしょう、どれだけの地域が、まだ逃げられないという所があるのか。その対策も一緒に考えてくださいよ。これだけ強く要望して、終わります。

平井危機管理環境部長

重清委員より、覚悟を持って、この被害想定に取り組むことということでお話がございました。

最新の知見での被害想定、エビデンスのある被害想定、これもスピード感を持って算出をいたしますと同時に、お話のとおり、これをどう活用していくのか、スピード感を持ってどう施策に反映させていくのか、ここもしっかりと、これまで以上に覚悟を持って、もちろん市町村、地域の皆さんともお話をさせていただきながらしっかり取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

山西委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理環境部関係の調査を終わります。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（14時09分）